

一般社団法人フードサルベージ
定 款

平成28年2月15日 作 成

一般社団法人フードサルベージ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フードサルベージと称する。

(定義)

第2条 フードサルベージとは、ライフスタイルの多様化により食への向き合い方も人それぞれになった社会において、世界規模で深刻化するフードロス（食品ロス）の課題に対し、誰もがたのしく、丁寧に食べきる方法や、捨てられてしまう食材を、少しでも多く救う取組みをいう。

(目的)

第3条 当法人は、フードロス（食品ロス）に対する生活者の意識変化と、家庭での使い切る料理の考え方を広める活動を行うとともに、人々が気軽にフードロス削減という社会貢献ができる仕組みを企業・団体・行政・個人とつくっていくことで、家庭のフードロス削減を図ることを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) フードロス削減の為の事業開発・展開及び普及に関する事項
- (2) フードサルベージ（世界的・社会的規模で深刻化するフードロスを削減するための取組みをいう。）普及のためのイベント及び「サルベージ・パーティ」の企画、開催、運営、監修
- (3) フードサルベージ関連のライセンス発行
- (4) サルベージ・プロデューサー及びサルベージ・シェフに必要とされる技能要件、知識・経験のレベル定義とその標準化の推進、ならびに普及啓蒙活動
- (5) サルベージ・プロデューサー及びサルベージ・シェフの認定制度、資格検定制度等の企画、開催、運営
- (6) フードロスやフードサルベージに関わる調査研究、及び情報発信
- (7) シンポジウム、研究会、講演会、講習会、講座、セミナー等の企画、開催、運営
- (8) 国内外の関連諸団体等との活動に関する情報交換や連携・協力のための活動
- (9) 雑誌・書籍の企画、出版、販売、及び音響・映像・メディア商品の企画、

製造、販売

(10) フードサルベージコンテンツを活用した商品・サービスの企画、製造、監修、販売

(11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下、単に「法人法」という。）上の社員とする。

会員種別	
(1) 正会員	当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を積極的に推進する個人または法人、団体
(2) 一般会員	当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を推進する個人
(3) 学生会員	当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を推進する学生
	学生会員は入会時点で学生であることが条件。年度内に社会人になる場合でも、その年度末（2月末）までは学生会員扱いとする。
(4) 名誉会員	当法人の活動にあたって功労のあった者または学識経験者で、社員総会で承認された個人
(5) 賛助会員	当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を推進する法人、団体
(6) 特別会員	当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を推進する公共団体、非営利団体

2 会員の種別の変更については、当法人所定の方法により、社員総会によってその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 会員は、第一項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(入会)

第7条 当法人に入会しようとする者（名誉会員を除く）は、当法人所定の方法により、入会を申し込まなければならない。なお、正会員については、社員総会でその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 会員（名誉会員を除く）は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。ただし、既に支払った会費等拠出金は返還しないものとする。

- (1) 会員本人の退会の申し出。ただし、正会員は、2ヶ月前にするものとする
- (2) 死亡または解散
- (3) 会費の不払い（期限を定めて催告した場合に限る。）
- (4) 総社員の同意（正会員に限る。）
- (5) 除名

2 正会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合、当該正会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、当該社員総会においての前に弁明の機会を与えなければならない。また、除名が議決されたときは、当該正会員に対し、その旨を通知するものとする。

3 正会員をのぞく各種会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってするものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成する。

第3章　社員総会

(構成)

第12条　社員総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会)

第13条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2　定時社員総会は、毎年1回、事業年度の終了後3カ月以内に開催する。

3　臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第14条　社員総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 代表理事・理事の選任及び解任

(2) 代表理事・理事の報酬

(3) 計算書類の承認

(4) 定款の変更

(5) 会費・当法人が臨時経費を必要とする場合に社員から徴収する臨時経費の額

(6) 社員の除名

(7) 本会の解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(招集)

第15条　社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2　社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第17条　社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより次の事項を記載し

た議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他法令で定める事項

2 社員総会議事録は社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

2 理事のうち、1名以上を代表理事とし、代表理事が2名以上となる場合は「共同代表」と呼称することができる。

(理事の資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員に属する個人から選任する。

(選任)

第22条 代表理事・理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 役員（代表理事又は理事をいう）は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。
2 理事に対し、解任の決議の前に弁明の機会を与えることができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。
2 前項の規定にかかわらず、役員にはその職務を行うために要する費用を支給することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から（翌年）2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。
これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年2月28日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	平井巧	長田敏希	田邊泰大
設立時代表理事	平井巧	長田敏希	

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都新宿区上落合1丁目19番8-101号

設立時社員 平井巧

住所 東京都練馬区上石神井4丁目3番9-502号

設立時社員 長田敏希

住所 東京都杉並区高円寺南5丁目16番27-210号プラン・クール
設立時社員 田邊泰大

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人フードサルベージの設立のため、設立時の社員3名の定款作成代理人行政書士濱田麻衣子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年2月15日

設立時社員 平井巧

設立時社員 長田敏希

設立時社員 田邊泰大

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都渋谷区鉢山町9-9
行政書士 濱田麻衣子
(登録番号 第11081375号)